

教員採用前スクール体験に関する保険のご案内 (タフ・ケガの保険のご案内)

一般財団法人 兵庫県学校厚生会

保険期間中において、教員採用前スクール体験参加中・参加外を問わず、体験参加者（被保険者）がさまざまな急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いする保険です。また、ご案内する保険には、他人への賠償事故や、身の回り品の損害に備える特約をセットしています。

1. 被保険者 教員採用前スクール体験参加者
2. 保険期間 教員採用前スクール体験期間（期間は7日間以内で設定してください）
3. 補償内容 以下のタイプからご選択ください

（保険期間：7日間まで、傷害事故の範囲：普通傷害型、被保険者の範囲：本人型、入院保険金支払対象期間・支払限度日数 180 日、通院保険金支払対象期間 180 日・支払限度日数 30 日）

タイプ		A	B	C
保険料（一時払） 補償項目		2,000円	2,500円	3,000円
傷害事故の 補償内容	死亡・後遺障害	325万円	445万円	500万円
	入院保険金日額	2,300円	3,000円	4,800円
	手術保険金	入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額の10倍・左記以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額	2,300円	3,000円	3,800円
その他の 補償内容	個人賠償責任 (免責金額0円)	1億円		
	受託物賠償責任 (免責金額5千円)	30万円		
	携行品損害 (免責金額3千円)	20万円		

4. 保険金をお支払いする事例
 - (1) 行事準備の手伝いをしているときに、備品を足に落としてしまい複雑骨折。手術を受け2日間の入院、退院後5日間通院した。（入院保険金、手術保険金、通院保険金）
 - (2) 受入校への訪問途上、転倒。足を捻挫してしまい3日間通院した。（通院保険金）
 - (3) 学校の備品を誤って落としてしまい破損させてしまった。（個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用））
 - (4) 学校より貸与されたパソコンにお茶をこぼしてしまい故障させてしまった。（受託物賠償責任補償特約）
 - (5) 学校に持ち込んだ自身のテニスラケットを誤って地面に打ちつけ、折ってしまった。（携行品損害補償特約）

(注) 上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、受託物賠償責任補償特約で補償の対象とならない受託物、携行品損害補償特約で対象に含まれない物もあります。予めパンフレット、重要事項のご説明等をご確認ください。ご不明な点は、下記取扱代理店までお問い合わせください。
5. 加入手続きについて
加入をご希望される方は、スクール体験実施日の10日前までに下記取扱代理店までご連絡ください。後日改めて、ご自宅へお申込み書類を郵送いたします。

【取扱代理店（お申込み・お問い合わせ先）】

一般財団法人 兵庫県学校厚生会 業務2課 住所：兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-34
電話：078（331）9317 担当：池田・飯田

【引受保険会社】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

神戸支店 企業営業課 電話：078（391）7114

- このチラシは「タフ・ケガの保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ずタフ・ケガの保険パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
- 「タフ・ケガの保険」は、パーソナル総合傷害保険のバットネームです。

2020年7月承認 B20-101578